

平成23年5月31日
第2287号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可（246・水産漁港課）…………… 1
- 保安林予定森林の指定通知（247～249森林整備課）…………… 3
- 基本測量実施の通知（250・建設管理課）…………… 4
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（251・都市計画課）…………… 4
- 建設業の許可の取り消し（252・山本地域振興局総務企画部）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（253・由利地域振興局建設部）…………… 5
- 建設業の許可の取り消し（254・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 5

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（税務課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 7

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（46）…………… 7
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（47）…………… 8
- 政治団体の解散の届出（48）…………… 9
- 政治団体の収支に関する報告書（49）…………… 10
- 公職の候補者の資金管理団体の届出（50）…………… 13
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（51）…………… 13
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（52）…………… 14

告 示

秋田県告示第246号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 角館漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

- ア 変更に係る遊漁規則の名称
角館漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則
- イ 漁業権者の名称及び住所
角館漁業協同組合
仙北市角館町北野62-2
- ウ 漁業権の免許番号
内共第10号

(2) 変更の内容

遊漁料納入場所

変更後		変更前	
漁業権 免許番号	納 入 場 所	漁業権 免許番号	納 入 場 所
内共第10号	仙北市角館町北野62-2 角館漁業協同組合事務所	内共第10号	仙北市角館町北野62-2 角館漁業協同組合事務所

仙北市西木町上桧木内字桁沢120-1
阿部 高美
仙北市西木町上桧木内字大地田62
本庄商店
仙北市西木町上桧木内字宮田54
中島 健
仙北市西木町上桧木内字堀内46-1
斉藤鮮魚店
仙北市西木町桧木内字中島55-1
布谷酒店
仙北市西木町桧木内字吉田93-1-1
門脇鮮魚店
仙北市西木町桧木内字相内4
門脇 征子
仙北市西木町桧木内字吉田133-2
木元 久雄
仙北市西木町桧木内字山口3
橋本商店
仙北市西木町桧木内字長戸呂79-1
浅利酒店
仙北市西木町西明寺字小山寺60-1
小林酒店
仙北市西木町門屋字屋敷田83-2
ふれあいプラザクリオン
仙北市田沢湖角館東前郷字後川217
藤川 忠助
仙北市角館町細越12
森 俊郎
仙北市角館町小勝田中川原139-8
藤枝 富治
仙北市角館町小勝田中川原126-3
星宮 忠清
仙北市角館町菅沢21-8
村上 久夫
仙北市角館町西野川原7-14
民宿ワタナベ
仙北市角館町雲然碓190-1
鈴木 正市
仙北市角館町雲然碓前田92
鈴木 隆
仙北市角館町広久内舟場50
佐藤 順一
仙北市角館町小勝田下村21
ヤマザキデイリーストア
仙北市角館町上菅沢57-1
ファミリーマート岩瀬店
大仙市下鶯野字下中島253-2
鈴木 貴男
大仙市下鶯野字上中嶋191
宮城商店
仙北市田沢湖生保内字野中154-1
ローソン生保内店
仙北市田沢湖生保内字町田154-1

仙北市西木町上桧木内字桁沢120-1
阿部 高美
仙北市西木町上桧木内字大地田62
本庄商店
仙北市西木町上桧木内字宮田54
中島 健
仙北市西木町上桧木内字堀内46-1
斉藤鮮魚店
仙北市西木町桧木内字上道18
門脇 万之助
仙北市西木町桧木内字中島55-1
布谷酒店
仙北市西木町桧木内字吉田93-1-1
門脇鮮魚店
仙北市西木町桧木内字相内4
門脇 征子
仙北市西木町桧木内字吉田133-2
木元 正昭
仙北市西木町桧木内字高屋17
桜田 紀
仙北市西木町桧木内字山口3
橋本商店
仙北市西木町桧木内字長戸呂79-1
浅利酒店
仙北市西木町西明寺字小山寺60-1
小林酒店
仙北市西木町小山田字沢口23
門脇 義人
仙北市西木町門屋字屋敷田83-2
ふれあいプラザクリオン
仙北市田沢湖角館東前郷字後川217
柏谷 亮
仙北市角館町細越12
森ドライブイン
仙北市角館町小勝田中川原139-8
藤枝 富治
仙北市角館町小勝田中川原126-3
星宮 忠清
仙北市角館町菅沢21-8
村上 久夫
仙北市角館町西野川原7-14
民宿ワタナベ
仙北市角館町岩瀬下夕野272
小野 市郎
仙北市角館町雲然碓190-1
鈴木 正市
仙北市角館町雲然碓前田92
鈴木 隆
仙北市角館町広久内舟場50
佐藤 順一
大仙市下鶯野字上中嶋191
宮城商店
仙北市田沢湖生保内字野中154-1

ローソン造道店 仙北市田沢湖小松字二枚橋5-1 ローソン神代店 仙北市西木町上荒井字新屋5-1 ローソン西明寺店 仙北市角館町横町63-1 ローソン横町店 仙北市角館町下菅沢220-3 ローソン角館岩瀬店 大仙市下鷲野字上中嶋53-3 サンクス中仙鷲野店 仙北市田沢湖神代字堂ノ西149-1 デイリーヤマザキ神代店	ローソン生保内店 仙北市田沢湖小松字二枚橋5-1 ローソン神代店 仙北市西木町上荒井字新屋5-1 ローソン西明寺店 仙北市角館町下菅沢220-3 ローソン角館岩瀬店 大仙市長野柳田30-1 ローソン中仙店 大仙市下鷲野字上中嶋53-3 サンクス中仙鷲野店
---	---

(3) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年5月31日

秋田県告示第247号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿角市十和田大湯字西ノ森136の1、137の1、137の2、139の2、139の6、171の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ森139の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第248号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
北秋田市阿仁長畑字菅生1の2から1の4まで、1の8（次の図に示す部分に限る。）、1の9から1の12まで、1の14、1の15（次の図に示す部分に限る。）、98の5、98の12、102の1・102の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、102の3、102の4、102の5（次の図に示す部分に限る。）、102の6、102の7（次の図に示す部分に限る。）、102の8から102の11まで、102の13、102の15、102の18、102の20から102の23まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、102の24、102の26・102の27・102の29・102の30（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、102の31、102の34から102の36まで、102の37・102の38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、102の39から102の41まで、102の42（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅生1の2・1の4・1の8から1の12まで・1の15・102の1・102の7・102の22・102の23・102の26・102の27・102の29・102の30・102の36（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第249号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 保安林予定森林の所在場所

山本郡藤里町藤琴字岩下1の1、能代市二ツ井町切石字大倉225の1、225の2、225の3、字館腰124

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下1の1・字大倉225の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部並びに藤里町役場及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）

2 作業を行う地域

秋田市、能代市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

3 作業を行う期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公聴会の日時

平成23年6月17日(金)午後2時30分

2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階第12会議室

3 定めようとする都市計画の構想

大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課並びに大仙市建設部都市管理課及び美郷町建設課に備え置いて、平成23年5月31日(火)から同年6月17日(金)までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成23年6月3日(金)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課 電話018(860)2442

秋田県告示第252号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年5月20日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社齊藤組

能代市二ツ井町梅内字大面42番地

代表取締役 齊 藤 宏 幸

秋田県知事許可(般-18)第8535号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年5月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第253号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により平成23年1月31日付け指令由建—1908で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

由利本荘市二番堰201番地8

佐 藤 牧 子

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市土谷字小池53番1、53番2及び67番並びに字深田61番並びに字田ノ沢4番1、4番2、4番3、5番、11番、12番、13番、14番、15番、16番14及び16番15

秋田県告示第254号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年5月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社こまちテクニカルタイアップ
湯沢市秋ノ宮字小淵ヶ沢16番地1
代表取締役 越後谷 浩 二
秋田県知事許可(般-19)第80491号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年5月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業の名称
秋田県地方税電子申告システム機器更改等業務委託
 - (2) 事業期間
契約締結日から平成28年7月31日
 - (3) 仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部税務課(電話番号018-860-1123)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年5月31日(火)から同年6月10日(金)正午までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成23年6月13日(月)午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎地階財産活用課入札室
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

(1) Subject matter of contract : Renewal of lease of Akita Prefecture's set of tax filing devices

(2) Deadline for submission of tender : 10:00 a.m. June 13, 2011

(3) Contact point for the notice : Tax Division, Department of General Affairs, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Japan 010-0951 TEL 018-860-1123

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成23年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきた福祉共生会

3 代表者の氏名

藤 原 芳 子

4 主たる事務所の所在地

秋田市新屋松美ガ丘東町8番25号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・働く意欲のある市民・放課後児童に対して、相談・指導・支援に関する事業を行い、安心安全に生活でき、相互に人格と個性を尊重しあう「共生」のまちづくりを実現することにより、利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮腰誠後援会	柴 田 正 臣	佐 藤 勝 男	能代市元町13-26	平成23年3月3日
宮腰誠の会	宮 腰 誠	近 藤 貫 悦	能代市元町13-26	平成23年3月3日
小原まさてる後援会	菅 谷 理 市	赤 穂 祥 之	横手市赤坂字上後野241-2	平成23年3月8日
さとう真二後援会	畠 山 久 夫	鈴 木 孝 明	北秋田郡上小阿仁村大林字谷地55	平成23年3月8日
沼谷純後援会	沼 谷 純	赤 穂 祥 之	秋田市横森四丁目6-43	平成23年3月8日
芳賀洋介後援会	芳 賀 洋 介	赤 穂 祥 之	南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂2	平成23年3月8日

うなづきみつる後援会	福 島 正 人	福 島 由 佳	湯沢市両神130-7	平成23年3月9日
ふるさと大館新生の会	近江屋 信 広	石 井 友 子	大館市水門前83 栄ビル	平成23年3月17日
萩野芳紀後援会	萩 野 芳 紀	萩 野 隆 一	北秋田郡上小阿仁村堂川字山根37番地	平成23年3月23日

秋選管告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党八竜支部	主たる事務所の所在地	山本郡三種町富岡新田字富岡21-4	山本郡三種町浜田字大平58-213	平成23年3月7日
	代 表 者	泉 侶 行	牧 野 定 信	
	会 計 責 任 者	成 田 和 保	佐 藤 重 治 郎	
自由民主党秋田県不動産職域支部	会 計 責 任 者	伊 藤 五 十 六	鈴 木 秀 夫	平成23年3月11日
自由民主党仙北支部	会 計 責 任 者	吉 田 利 雄	大 山 利 吉	平成23年3月25日
自由民主党秋田県歯科医師支部	代 表 者	広 幡 直 純	石 田 宏	平成23年3月30日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
柴田宣男後援会	代 表 者	安 倍 政 幸	安 倍 一	平成23年3月1日
幸福実現党秋田北後援会	代 表 者	藤 原 純 一	森 憲 作	平成23年3月4日
菅大輔後援会	主たる事務所の所在地	大館市御成町三丁目5-11	大館市花岡町字神山76	平成23年3月7日
	代 表 者	金 田 一 阜 造	虻 川 宏	
見上まり子応援団	政治団体の名称	見上まり子応援団	見上まり子を応援する会	平成23年3月8日
秋田県不動産政治連盟	会 計 責 任 者	伊 藤 五 十 六	鈴 木 秀 夫	平成23年3月11日
佐藤久勝後援会	主たる事務所の所在地	大館市軽井沢字下岱20-38	大館市軽井沢字家の上3-2	平成23年3月11日
	代 表 者	斎 藤 孝 治	佐々木 哲 雄	
小林ひろし後援会	会 計 責 任 者	小 林 民 子	相 馬 留 治	平成23年3月14日
藤原与一後援会	代 表 者	藤 原 与 一	大 関 新 一	平成23年3月14日
新しい由利本荘市を創る会	主たる事務所の所在地	由利本荘市裏尾崎町60-21	由利本荘市水林430-3	平成23年3月17日
はせべ誠後援会	代 表 者	三 浦 昭 夫	東海林 順 一	平成23年3月17日
佐藤廣久後援会	代 表 者	鈴 木 恒 生	倉 持 宇 吉	平成23年3月18日
大里祐一事務所	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字堰向110番地	鹿角市花輪字堰向56番地	平成23年3月22日
船木金光後援会	会 計 責 任 者	齊 藤 基 樹	菅 原 勝 廣	平成23年3月25日
大館商工政和会	代 表 者	三 浦 清 久	虻 川 東 雄	平成23年3月29日
木村きよたか後援会	会 計 責 任 者	高 橋 隆 一 郎	佐々木 誠	平成23年3月29日
佐藤ゆうこう後援会	主たる事務所の所在地	仙北市西木町門屋字屋敷田65-2	仙北市西木町門屋字屋敷田63	平成23年3月29日
	代 表 者	高 橋 博	伊 藤 邦 彦	
	会 計 責 任 者	新 山 正 雄	橋 本 左 武 郎	

高橋ごう後援会	代 表 者	藤 田 真 秀	佐々木 隆 大	平成23年3月29日
	会 計 責 任 者	柴 田 裕	高 橋 美 郷	
藤原俊久後援会	代 表 者	藤 原 俊 久	西 村 武	平成23年3月29日
秋田県歯科医師連盟	代 表 者	広 幡 直 純	石 田 宏	平成23年3月30日
秋田県歯科医師連盟 金田勝年後援会	代 表 者	広 幡 直 純	石 田 宏	平成23年3月30日
秋田市川尻大川反政 睦会	会 計 責 任 者	須 田 清 子	工 藤 正 治	平成23年3月30日
石井みどり秋田県後 援会	代 表 者	広 幡 直 純	石 田 宏	平成23年3月30日
遠藤忠裕後援会	会 計 責 任 者	遠 藤 健 市	遠 藤 守	平成23年3月30日
新秋田経営同友会	主たる事務所の 所在地	男鹿市船越字内子294-846	秋田市山王五丁目100番地	平成23年3月30日
西村まさみ秋田県後 援会	代 表 者	広 幡 直 純	石 田 宏	平成23年3月30日
畠山かずあき後援会	代 表 者	畠 山 一 昭	畠 山 喜美男	平成23年3月30日
	会 計 責 任 者	畠 山 まき子	畠 山 キヲ	
佐藤吉次郎後援会	代 表 者	佐 藤 昌 郁	米 沢 隆 作	平成23年3月31日
佐藤稜一後援会	代 表 者	佐 藤 嘉 雄	佐 藤 嘉 美	平成23年3月31日
	会 計 責 任 者	佐 藤 卓 視	成 田 六 郎	
たつみ万千子後援会	会 計 責 任 者	立 身 万 千 子	小 林 由 郎	平成23年3月31日
PRU秋中政治セン ター	会 計 責 任 者	進 藤 勝 則	佐 藤 勝 則	平成23年3月31日

秋選管告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県潟上市第一支部	二 田 眞 規 子	平成23年3月1日	平成23年3月28日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
石橋一則後援会	藤 谷 正 作	平成23年2月28日	平成23年3月1日
武田きちじ後援会	大 友 陽 一	平成22年12月25日	平成23年3月1日
菊地幸悦後援会	佐々木 正 夫	平成22年12月31日	平成23年3月3日
菅義雄後援会	菅 英 夫	平成22年12月31日	平成23年3月3日
宮腰誠政治研究会	宮 腰 誠	平成19年12月31日	平成23年3月3日
宮腰誠連合後援会	佐 藤 浩 嗣	平成19年12月31日	平成23年3月3日
かつまた幹雄励ます会	勝 又 幹 雄	平成23年2月28日	平成23年3月4日
鈴木茂雄後援会	畠 山 鉄 男	平成22年12月31日	平成23年3月15日
いとうはるみちを応援する会	伊 藤 晴 通	平成23年3月16日	平成23年3月22日
阿仁病院・米内沢病院をかならず残す会	小 塚 政悦郎	平成21年12月1日	平成23年3月23日
男鹿市齊藤滋宣後援会	杉 本 博 治	平成23年3月23日	平成23年3月23日
石井洋佑後援会	袴 田 一 憲	平成23年3月23日	平成23年3月24日
佐藤よし子後援会	佐 藤 美 子	平成22年12月31日	平成23年3月25日
二田眞規子後援会	鈴 木 斌次郎	平成23年3月1日	平成23年3月28日
菅原龍典後援会	仙 台 隆 義	平成23年3月24日	平成23年3月29日
藤原寛文後援会	菅 正 信	平成23年3月10日	平成23年3月29日
加賀谷正美後援会	奈 良 通 也	平成22年12月31日	平成23年3月30日
まきの正則後援会	牧 野 一 志	平成22年12月31日	平成23年3月30日
大森勝美後援会	武 田 善 継	平成22年12月28日	平成23年3月31日
佐藤稜一後援会	佐 藤 嘉 雄	平成22年12月31日	平成23年3月31日

秋選管告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県潟上市第一支部

(平成23年分)

報告年月日 平成23年3月28日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

3,275円

前年からの繰越額

3,275円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 武田きちじ後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成23年3月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

7,000円

前年からの繰越額

0円

本年の収入額

7,000円

(イ) 支出総額

7,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

7,000円

員数

7人

合 計

7,000円

(イ) 支出の内訳

政治活動費

7,000円

組織活動費

7,000円

合 計

7,000円

政治団体の名称 菊地幸悦後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成23年3月3日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

63,492円

前年からの繰越額

62,730円

本年の収入額

762円

(イ) 支出総額

63,492円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

762円

個人からの寄附

762円

その他の寄附

762円

合 計

762円

(イ) 支出の内訳

経常経費

55,726円

備品・消耗品費

13,026円

事務所費

42,700円

政治活動費

7,766円

組織活動費

7,766円

合 計	63,492円
政治団体の名称 菅義雄後援会 (平成22年分)	
報告年月日 平成23年3月3日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	41,227円
前年からの繰越額	41,227円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	41,227円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	41,227円
備品・消耗品費	17,227円
事務所費	24,000円
合 計	41,227円
政治団体の名称 宮腰誠連合後援会 (平成18、19年分)	
報告年月日 平成23年3月3日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	481,973円
前年からの繰越額	481,973円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 いとうはるみちを応援する会 (平成23年分)	
報告年月日 平成23年3月22日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	1,690円
前年からの繰越額	1,690円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	1,690円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	1,690円
人件費	850円
備品・消耗品費	840円
合 計	1,690円
政治団体の名称 阿仁病院・米内沢病院をかならず残す会 (平成21年分)	
報告年月日 平成23年3月23日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	348,022円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	348,022円
(イ) 支出総額	348,022円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	348,022円
政治団体からの寄附	348,022円
岩川てつ後援会 北秋田市	348,022円
合 計	348,022円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	348,022円
宣伝事業費	348,022円
合 計	348,022円
政治団体の名称 石井洋佑後援会 (平成23年分)	

報告年月日 平成23年3月24日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>109,308円</u>
前年からの繰越額	109,299円
本年の収入額	9円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
その他の収入	9円
合 計	<u>9円</u>

政治団体の名称 菅原龍典後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年3月29日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>38,890円</u>
前年からの繰越額	38,890円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

政治団体の名称 加賀谷正美後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成23年3月30日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>332,207円</u>
前年からの繰越額	282,207円
本年の収入額	50,000円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
寄附	50,000円
政治団体からの寄附	50,000円
その他の寄附	50,000円
合 計	<u>50,000円</u>

政治団体の名称 まきの正則後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成23年3月30日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>70,065円</u>
前年からの繰越額	70,065円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

政治団体の名称 大森勝美後援会 (平成22年分)

報告年月日 平成23年3月31日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>53,175円</u>
前年からの繰越額	21,171円
本年の収入額	32,004円
(イ) 支出総額	<u>53,175円</u>

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	16,000円
員数	32人
機関紙誌の発行その他の事業による収入	16,000円
総会懇親会開催事業	16,000円
その他の収入	4円
合 計	<u>32,004円</u>
(イ) 支出の内訳	

経常経費	21,175円
光熱水費	16,662円
備品・消耗品費	4,513円
政治活動費	32,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	32,000円
その他の事業費	32,000円
合 計	<u>53,175円</u>

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
石橋一則後援会（平成23年分）	平成23年3月1日
宮腰誠政治研究会（平成18、19年分）	平成23年3月3日
かつまた幹雄励ます会（平成23年分）	平成23年3月4日
鈴木茂雄後援会（平成22年分）	平成23年3月15日
男鹿市齊藤滋宣後援会（平成23年分）	平成23年3月23日
佐藤よし子後援会（平成22年分）	平成23年3月25日
二田真規子後援会（平成23年分）	平成23年3月28日
藤原寛文後援会（平成23年分）	平成23年3月29日
佐藤稜一後援会（平成22年分）	平成23年3月31日

秋選管告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
沼 谷 純	秋田県議会議員	沼谷純後援会	秋田市横森四丁目6-43	沼 谷 純	平成23年3月8日
芳 賀 洋 介	秋田県議会議員	芳賀洋介後援会	南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂2	芳 賀 洋 介	平成23年3月8日
見 上 万里子	秋田市議会議員	見上まり子応援団	秋田市手形山中町10-16	見 上 万里子	平成23年3月8日
福 島 正 人	秋田県議会議員	うなづきみつる後援会	湯沢市両神130-7	福 島 正 人	平成23年3月9日

秋選管告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
藤原 与一	湯沢市議会議員	藤原与一後援会	代表者	藤原 与一	大関 新一	平成23年3月14日

大里 祐一	秋田県議会議員	大里祐一事務所	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字堰向110番地	鹿角市花輪字堰向56番地	平成23年3月22日
渡部 聖一	由利本荘市議会議員	渡部聖一聖風会	公職の種類	由利本荘市議会議員	由利本荘市長	平成23年3月23日
加藤 義康	秋田県議会議員	新秋田経営同友会	主たる事務所の所在地	男鹿市船越字内子294-846	秋田市山王五丁目100番地	平成23年3月30日

秋選管告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年5月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
宮腰 誠	秋田県議会議員	宮腰誠政治研究会	能代市元町13-26	宮腰 誠	平成23年3月3日
勝又 幹雄	鹿角市議会議員	かつまた幹雄励ます会	鹿角市十和田毛馬内字城ノ下96-1	勝又 幹雄	平成23年3月4日
佐藤 美子	男鹿市議会議員	佐藤よし子後援会	男鹿市船越字内子1番地193	佐藤 美子	平成23年3月25日

正 誤

平成23年5月20日（第2284号）掲載の秋田県告示第235号（河川区域の変更による廃川敷地等）（原稿誤り）

7ページ表中「由利本荘市大浦字家後249番地」の面積について、

16㎡

は 161㎡

の誤り。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄